

**ワンセグ放送を受信できるカーナビゲーションを自家用自動車に取り付けた者は
放送受信契約を締結する義務があるとされた事例**

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和元年 5 月 15 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 27892 号
【事 件 名】 放送受信契約締結義務不存在確認請求事件
【裁 判 結 果】 一部棄却、一部却下
【参 照 法 令】 放送法 64 条
【掲 載 誌】 公刊物未登載

LEX/DB 文献番号 25570269

事実の概要

X は、自家用自動車にワンセグ放送を受信できるカーナビゲーション（以下「本件カーナビ」という）を設置しており、他に Y（日本放送協会。以下「NHK」という）の放送を受信することのできる受信機を保有していない。Y の業務委託先の担当者は、平成 30 年 8 月 19 日、X の自宅を訪問し、X に対し、本件カーナビを設置していることを理由として放送受信契約（以下「受信契約」という）の締結を求めたが、X は、これに応じなかった。

X は、①放送法 64 条 1 項所定の「設置」とは、一定の場所に備え置くことを意味するものであり、設置場所は X の自宅敷地内である。同所では、Y の放送の電波が届いておらず、Y の放送を受信することができない。したがって、X は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当しない（以下「設置者該当性」という）、②仮に、同項本文所定の者に該当するとしても、X は、本件カーナビを自動車ナビゲーションのために購入したものであって、本件カーナビでワンセグ放送を受信したことはなく、今後も受信する予定はないから、本件カーナビは「放送の受信を目的としない受信設備」に該当する（放送法 64 条 1 項ただし書該当性）と主張して、Y と受信契約を締結する義務が存在しないことの確認を求めた。

これに対して、Y は、まず、設置者該当性 ①につき、次のように反論した。放送法 64 条 1 項所定の「設置」とは、Y の放送を受信することのできる受信設備を使用できる状態に置くことを意味する。仮に、X の自宅敷地内においては本件カー

ナビにより Y の放送を受信することができないとしても、自宅敷地外へ移動すれば Y の放送を受信することができるのであるから、X が本件カーナビをいつでも使用できる状態に置いていることに変わりはない。次に、上記放送法 64 条 1 項ただし書該当性 ②につき、次のように反論した。同項ただし書所定の「放送の受信を目的としない受信設備」とは、電波監視用の受信設備、電気店の店頭で陳列された受信設備等、放送の受信を目的としないことが客観的、外形的に明らかな場合をいうものと解される。受信設備の設置者が実際に放送を視聴していなかったり、主観的に放送の受信を目的としない意思を有していたりしたとしても、そのことをもって当該受信設備が「放送の受信を目的としない受信設備」に該当することにはならない。

判決の要旨

本判決は、X の請求の一部を却下し、その余の請求を棄却した。なお、ワンセグ放送対応の受信機では衛星系によるテレビジョン放送を受信することはできないところ、契約種別を衛星契約又は特別契約とする受信契約の締結義務が存在しないことの確認を求める部分については（本案前の争点）、X が当該契約の締結義務を負わないことに当事者間に争いはないとして却下された。

1 放送法 64 条 1 項本文該当性

「放送法が、Y につき、営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し（20 条 4 項、83 条 1 項）、事

業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、Yが公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。すなわち、上記の財源についての仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がYに及ぶことのないようにし、現実にはYの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりYの放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、Yが上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すものにほかならない（最高裁……同29年12月6日大法廷判決・民集71巻10号1817頁参照）。

以上のような公平な費用負担を求める受信料制度の趣旨に鑑みると、Yの放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、実際に放送を受信しているか否かにかかわらず、Yとの間で放送受信契約を締結して受信料を支払わなければならないものというべきである。したがって、放送法64条1項にいう『設置』とは、広く、Yの放送を受信することのできる受信設備を使用できる状態に置くことをいうと解するのが相当である。受信規約1条2項が『設置』について『使用できる状態におくことをいう。』と規定しているのも、このような解釈を前提にしたものであるといえる。

……Xの自宅敷地付近では、本件カーナビにより、Yの地上系のワンセグ放送を受信することができることが認められる。そうすると、Xは、自家用自動車に本件カーナビを取り付けたことによって、Yの放送を受信することのできる受信設備を使用できる状態に置いたものであるから、『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』に該当するというべきである。」

2 放送法64条1項ただし書該当性

「Xは、本件カーナビを自動車ナビゲーションのために購入したものであり、本件カーナビでワンセグ放送を受信したことはなく、今後も受信する予定はないから、本件カーナビは『放送の受信を目的としない受信設備』に該当すると主張する。

しかし、……Yの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に広く公平に受信料を負担させることによってYの財源を賄うこととした受信料制度の趣旨に鑑みると、『放送の受信を目的としない受信設備』に当たるか否かについては、

当該受信設備を設置した者の主観によるのではなく、放送を受信し、これを視聴しない目的であることが、客観的、外形的に認められるか否かにより判断するのが相当である。

本件カーナビは、Xが所有し、使用する自家用自動車に取り付けられたものであるから、放送を受信し、これを視聴しない目的であることが、客観的、外形的に認められるとはいえない。Xがワンセグ放送を受信するために本件カーナビを購入したものではなく、実際にワンセグ放送を受信したことがなく、今後受信する予定がないとしても、そのような主観があることをもって、『放送の受信を目的としない受信設備』に該当するということはできない。」

判例の解説

一 本判決の位置づけ

本判決は、ワンセグ放送を受信できるカーナビゲーション（以下「ワンセグ機能付きカーナビ」¹⁾）というを自家用自動車に取り付けた者に受信契約を締結する義務があるとした初めての裁判例である。

本件と類似の訴訟として、ワンセグ機能付き携帯電話に関する東京高判平30・3・26（判時2379号56頁）がある。東京高裁は、ワンセグ機能付き携帯電話を所持する者には受信契約の締結義務はないとした原審判決（さいたま地判平28・8・26判時2309号48頁）を取り消し、受信契約を締結する義務があると判断した。この訴訟は最高裁の上告棄却により確定している（最決平31・3・12LEX/DB25562971）。

二 放送法64条1項本文該当性

1 「設置」の意義

放送法64条1項は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定めている。そこで、どのような行為が「設置」に当たるのかが問題となる。国語辞典的な意味を重視すると「設置」とは「一定の場所に備え置くこと」と解釈することができる。しかし、本判決は、公平な費用負担を求める受信料制度の趣旨から、放送法64条1項にいう「設置」とは、広く、NHKの放送を受信することのできる受信

設備を使用できる状態に置くことをいうと解している。

本判決は受信料制度の趣旨から「設置」の意義を解釈しているが、このような考え方は受信契約締結訴訟の最高裁判決（最大判平 29・12・6 民集 71 卷 10 号 1817 頁）と共通している。最高裁は、受信料制度の仕組みは「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告（筆者注：NHK）に及ぶことのないようにし、現実原告の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すものにほかならない」と判示している。このように NHK の放送を受信することのできる環境にある者が受信料を負担するべきであるとする考え方を「受信環境論」と呼ぶこととする。

2 受信環境論の問題点

受信環境論は受信料制度の趣旨・目的を踏まえた考え方であり、一見すると妥当ように見える。しかし、「設置」という条文上の文言を軽視することになり、「受信設備を設置した者」の範囲が広くなりすぎるおそれがある（なお、設置について受信設備を使用できる状態に置くことと定義する NHK の主張も同様の問題を抱えている²⁾）。

前述したワンセグ携帯電話訴訟の場合、放送法は「設置」と「携帯」を明確に使い分けている点、放送法の改正の際に、「携帯」という文言が同法に取り入れられることになったにもかかわらず、同法 64 条 1 項の「設置」という文言との関係について、国会で説明がされたり議論がされたりしたことはなかった点などから、ワンセグ機能付き携帯電話の所有者を「受信設備を設置した者」と解することには疑問がある³⁾。

また、レオパレス訴訟（テレビ付き賃貸物件入居者の設置者該当性が争われた訴訟）の場合、物件に入居した段階でテレビが備え付けられており、入居者自らが取り付けたわけではない。また、入居者は備え付けのテレビを処分する権限を有しておらず、受信機を廃止して受信契約を解約することができない⁴⁾。このように自らの意思で受信機を設置したり撤去したりすることのできない者を「受信設備を設置した者」と解することには疑問がある⁵⁾。

3 設置者該当性の有無

本件の場合、カーナビを自動車の車両空間という一定の場所に備え置いている点で、「設置」と評価することが可能である（辞書的な意味で「設置」と評価できない場面〔ワンセグ機能付き携帯電話訴訟〕との相違）。また、カーナビを設置して受信契約を締結したとしても、カーナビを処分すれば当該契約を解約することができる（処分権限がない場面〔レオパレス訴訟〕との相違）。これらの点を踏まえると、ワンセグ機能付きカーナビを自動車に取り付けた者は放送法 64 条 1 項の「受信設備を設置した者」に該当する。そこで、放送法 64 条 1 項ただし書の該当性が問題となる。

なお、X は自宅敷地内では Y の放送の電波が届いておらず、Y の放送を受信することができない旨を主張しているため、この点について付言する。本判決は、「X の自宅敷地付近では、本件カーナビにより、Y の地上系のワンセグ放送を受信することができる」と判示した。自宅敷地付近という一定の幅のある範囲を基準として受信可能性を判断している部分には注意が必要である。もっとも、自宅敷地に保管している自家用車を利用するときは必ず自宅敷地付近を移動することになり、その範囲で放送を受信する可能性が生じるのであるから、自宅敷地付近を受信可能性の基準として判断することを否定することはできないように思われる。

三 放送法 64 条 1 項ただし書該当性

1 放送の受信を目的としない受信設備

放送法 64 条 1 項ただし書は、「放送の受信を目的としない受信設備……のみを設置した者については、この限りでない」と定めており、その場合は受信契約を締結する義務はない。従来、「放送の受信を目的としない受信設備」の意義についてはワンセグ携帯電話訴訟を中心に争われてきた。東京高判平 30・3・26（判時 2379 号 56 頁）は、「放送の受信を目的としない受信設備」に該当するかどうかは「当該受信設備が設置されている目的が客観的に放送の受信を目的としているか否かによって判断すべきであって、……設置者の主観的な目的によって左右されるものではない」とした上で、ワンセグ機能付き携帯電話が客観的に放送の受信を目的としないものと認めることはできないとした⁶⁾。本判決も同様の立場を採り、「放送を受信し、

これを視聴しない目的であることが、客観的、外形的に認められるか否かにより判断するのが相当である」とした（以下、この判断基準を「客観的・外形的基準」という）。

2 客観的・外形的基準の問題点

本判決は、公平な費用負担を求める受信料制度の趣旨に鑑みて、放送法 64 条 1 項ただし書の「目的」は設置者の主観的事情ではなく、客観的・外形的事情により判断するとしている。しかし、受信料制度は、NHK が受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて締結された受信契約によって NHK の財源を賄うという制度であるから、受信料制度の趣旨は必ずしも「放送の受信を目的としない受信設備」を狭く限定的に解する理由にならない。むしろ、受信・視聴する意思を有しておらず、かつ、現実的に受信・視聴していない者から受信料を徴収することは公平な費用負担に反するということもできる。

また、客観的・外形的基準を用いて適切に判断することができるかどうかとも問題となる。例えば、運送事業者の配送用車両に設置されたワンセグ機能付きカーナビはどうだろうか。客観的・外形的基準によれば運送事業者の業務内容や配送用車両においてカーナビの果たす役割等に照らして「目的」を判断することになると思われる。その場合は当該カーナビの目的は専ら地図表示や道順案内であり、放送を受信し、これを視聴しない目的であると判断することも十分可能である。このように考えると、客観的、外形的な事情から設置者の主観的な目的を推認するのと実際には大きな相違はない。そうすると、客観的・外形的基準にどれほどの意味があるのか疑問が残る。

3 カーナビ特有の問題点

カーナビは、地図表示や道順案内等のナビゲーションを目的とする車載用の機器である。ワンセグ機能付きのカーナビを購入（設置）する場合であっても、その購入の動機は本来の機能であるナビゲーションであって、放送を受信し視聴する意思を有していない者は多いであろう。そうすると、本判決のように実質的な利用目的を全く考慮に入れないという解釈は再考を要する。カーナビを設置した者の内心の意思のみで「目的」を判断するのは適当でないとしても、カーナビの一般的な利用形態に着目すれば、カーナビは「放送の受信を目的としない受信設備」に該当すると評価するこ

ともできたのではないだろうか⁷⁾。

また、ワンセグ機能付きカーナビについて一律に受信契約の締結義務を負わせると、事業者の場合は該当するカーナビの台数に応じて受信料が増加することになる。そうすると一部の業種や事業者に負担が偏るおそれが生じる。

四 結語

ワンセグ機能付きカーナビを自動車に取り付けた者は、原則として放送法 64 条 1 項本文の「受信設備を設置した者」に該当すると考えられる。しかし、本件カーナビは同項ただし書の「放送の受信を目的としない受信設備」に該当しないとした本判決の結論は、カーナビの一般的な利用形態等を踏まえた実質的な検討をしていない点に大きな問題を抱えている。

カーナビや携帯電話におけるワンセグ機能の利用状況には個人差があることを踏まえると、放送法や受信規約の改定を通じて受信契約を必要とする受信設備の範囲を明確にすることが望まれる。

●——注

- 1) ワンセグ機能付きカーナビやワンセグ機能付き携帯電話が放送法 64 条 1 項本文の「受信設備」に該当することについては争いがない。受信規約 1 条 2 項によれば、家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信機等が「受信設備」に該当する。
- 2) 受信規約 1 条 2 項参照。
- 3) 谷江陽介「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）20 号（2017 年）123 頁。
- 4) 受信規約では、受信契約者は受信機を廃止すること等により受信契約を解約することができる（同 9 条 1 項）。
- 5) 谷江陽介「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）22 号（2018 年）65 頁。なお、設置者該当性を認めた東京高判平 29・5・31 判時 2354 号 20 頁は、最高裁の上告棄却により確定している（最決平 30・8・29LEX/DB25561396）。
- 6) ワンセグ携帯電話訴訟に関する他の高裁判決も同様である（東京高判平 30・3・22 判時 2379 号 61 頁、東京高判平 30・3・22 判時 2379 号 68 頁）。
- 7) ワンセグ携帯電話訴訟の高裁判決（東京高判平 30・3・26 判時 2379 号 56 頁）は、ワンセグ機能を用いてテレビジョン放送を視聴する者も相当数いることに鑑みれば、ワンセグ機能付きの携帯電話が客観的に放送を目的としないものと認めることはできないとして、携帯電話の一般的な利用形態を考慮要素のひとつとしている。